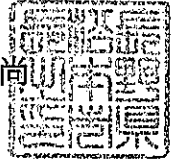


松総行第547号
令和8年3月19日

松本市監査委員 上杉 陽一 様
同 竹本 祐子 様
同 村上 幸雄 様

松本市長 臥雲 義尚



令和7年度定期監査改善事項等に対する処理方針について(通知)

令和8年2月16日付け松監事第55号により提出された「令和7年度定期監査結果報告書」で改善を求められた事項等について、その措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおりその措置内容を通知します。

記

- 1 令和7年度定期監査改善事項等の処理方針別紙のとおり

1 定期監査

(1) 改善事項

ア 改善事項

財政部

改善事項	
<p>(7) 「指定納付受託者」及び「指定公金事務取扱者」に関する事務について 複数の課において、以下のような事務誤りが見られ、指定納付受託者や指定公金事務取扱者（以下「受託者等」という。）に関する制度がしっかりと理解されていない状況が見受けられました。</p> <p>a 受託者等との契約等がなされていない。 【公共交通課】</p> <p>b 松本市財務規則に規定する会計管理者との協議がなされていない。 【アルプスリゾート整備本部、公共交通課、住宅課】</p> <p>c 地方自治法に規定する告示がなされていない。 【DX推進本部（変更手続）、アルプスリゾート整備本部、公共交通課、維持課】</p> <p>法令にのっとり適正な公金事務がなされるよう、受託者等の指定に当たっては、以下の事項に留意し改善に向けた取組みを実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な制度理解及び必要な手続きの周知徹底 ・受託者等の情報の一元管理 ・松本市公式ホームページにおける受託者等の指定に関する情報掲載の対応の統一 ・地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号、一部を除き令和6年4月1日施行）に伴う指定公金事務取扱者の指定への対応（経過措置は令和8年3月31日まで） 	
問 題 の 要 旨	処理の経過、結果又は方針
<p>公金の取り扱いに関する受託者等の制度が理解されておらず、必要な手続きなどがなされていない。 （会計課）</p>	<p>1 処理の経過 令和6年4月に松本市財務規則の指定公金事務取扱者に関する条文を改正しました。本格施行に向け令和7年8月に全庁的に公金事務委託の状況調査を実施しました。この調査で初めて必要な手続きが不足していたことに気付いたケースがあり、制度及び事務に関する周知が不足していました。</p> <p>2 今後の処理方針 制度改正への理解が足りず、従前の私人委託制度同様の事務処理で指定公金事務取扱者への委託を行っていたため、申出から指定までの事務手続きに不備がありました。直ちに事務手続きの見直しを行い、必要な対応について徹底を図ります。 また、全庁的な制度理解に向けて3月中に研修資料の配布を行います。</p>

改善事項	
<p>(i) 補助金交付事務について 複数の課において、以下のような事務誤りが見られました。現在、マニュアルの見直しが行われていますが、適正な事務が行われるように改めて庁内への周知を図ってください。</p> <p>a 交付決定した補助金の額を変更する場合において、変更交付決定及び通知の手続きが行われておらず、確定時に金額を変更している。 【環境業務課】</p> <p>b 全額を概算払いしている補助金について、事業終了後に実績報告及び確定事務がなされていない（過年度分）。 【環境業務課、文化振興課】</p> <p>c 交付決定書が補助金交付要綱の様式と異なる。 【環境業務課（交付金）】</p> <p>d 適切な文書番号が使用されていない（交付決定時に指令番号を使用していない、確定時に指令番号を使用している等）。 【地域づくり支援課、環境・地域エネルギー課、森林環境課、交通ネットワーク課、公共交通課、維持課、住宅課】</p> <p>e 交付決定書の施行文（公印が押された発送文書）がシステムに登録されていない。 【文化振興課、スポーツ事業推進課、建設総務課、維持課】</p> <p>f 交付決定起案の決裁日と支出負担行為決定の起票日が一致していない。 【地域づくり支援課】</p>	
問 題 の 要 旨	処理の経過、結果又は方針
<p>補助金交付において、補助金交付要綱に沿っていない事務、文書等管理規程に従っていない事務が見られた。 （行政管理課、財政課、会計課）</p>	<p>1 処理の経過 行政管理課、財政課、会計課共同で、令和7年5月から、現在の内部事務システムでの事務処理を具体的に示した補助金事務に係る全般的なマニュアルの見直しに着手、令和8年3月、改定したマニュアルを全庁に周知し、適切な事務処理の徹底を図りました。</p> <p>2 今後の処理方針 担当課における補助金交付事務の適切な執行を担保するため、改定したマニュアルの周知、マニュアルに従った事務処理の実施について、庁内情報システムの掲示板等で定期的な周知を行います。 また、支払い時の会計課審査で指摘するだけでなく、担当課での交付決定、確定等の事務の適正化が重要であるため、令和8年度の会計事務研修や庁内情報掲示板への課内研修用資料の提供を行います。</p>

改善事項	
<p>(7) 指摘事項等への対応について 帳簿類検査において、同じ指摘を複数年にわたって繰り返し、対応がなされていない事例がありました。指摘事項について改善できるものは直ちに対応し、以後特に注意を要するものは、マニュアルや引継書に記載する等、その内容が確実に引き継がれるよう徹底してください。</p> <p>a 窓口用つり銭の確認不足、確認体制の不備 (会計課貸出額と金庫保管物品リスト記載額の不一致) (令和5年度において指摘) 【環境保全課】</p> <p>b 補助金交付要綱(2件)の確定通知書の様式誤り (指令番号記載) (令和5年度において3件指摘し、要綱改正するとの回答有り。) → 3件中1件のみ改正済、2件は未対応 【住宅課】</p>	
問 題 の 要 旨	処理の経過、結果又は方針
<p>指摘事項について改善できるものは直ちに対応し、以後特に注意を要するものは、その内容が確実に引き継がれるよう徹底が必要 (行政管理課、会計課)</p>	<p>1 処理の経過 令和7年12月から、事務引継実施に係る要領の制定に着手し、事務引継書の様式内に、異動や担当変更に伴う見落としを防ぐため、注意が必要な点等を記載する欄を設けました。 令和8年3月に、その内容を全庁に周知し、適切な事務引継処理の徹底を図りました。</p> <p>2 今後の処理方針 事務引継書を補完するため、業務可視化ツールを使用して業務フローの作成を推進し、経験や人に依存しない、業務環境を整えます。</p>

イ 委員監査を実施した各課等の改善事項（主なもの）

総合戦略局

改善事項	
<p>行政財産目的外使用料の算定において、日割計算を誤っている事例がありました。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>行政財産目的外使用料の算定における日割計算の誤り (中心市街地活性本部)</p>	<p>1 処理の経過 (仮称) 松本城大手門枳形跡広場の利用料金は、行政財産目的外使用料の計算に準じて算出し、年度ごとに統一料金として方針決裁で決定していたことが原因です。 条例に基づき使用料を算定すべきとの指摘を踏まえ、適切な算定方法を確認するとともに、申請者に対し、利用料金が月ごとに変動することについて説明しています。</p> <p>2 今後の方針 令和8年4月以降の利用について、月の日数に応じた日割計算で算出した料金を徴収します。</p>

改善事項	
<p>交付金の支給決定通知が作成されておらず、相手方への通知がなされていない事例がありました。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>交付金の支給決定について、不適切な事務が見られた。 (環境業務課)</p>	<p>1 処理の経過 交付金の支給決定について、引継ぎが適正に行われておらず、松本市町会衛生部運営活動費交付金等支給要綱に規定する支給決定の事務処理漏れが原因です。 令和8年2月に補助金事務に係る事務処理の流れを担当職員に確認させ、適切な事務処理及び引継ぎを行うよう指示しました。</p> <p>2 今後の処理方針 次回から交付金の支給決定通知の作成及び相手方への通知を行うよう、適正な事務処理を徹底します。</p>

改善事項	
<p>委託料方式の指定管理施設における使用料の減免及び還付決定は市長の権限に属する事務ですが、条例及び施行規則において、指定管理者の権限で可能な旨が規定されている事例がありました。</p> <p>指定管理者から市へ納入された施設使用料と実績報告の内容が一致しない事例がありました。指定管理施設は、市が直接管理していない点で確認がおろそかになるリスクがあると考えますので、実績報告書等の確認を適正に行ってください。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>市長の権限に属する事務が指定管理者の権限で可能となっていた。 (観光ブランド課)</p> <p>施設使用料と実績報告の内容不一致の事例があった。 (観光ブランド課)</p>	<p>1 処理の経過 行政管理課法制担当と連携し、適切な対応を検討し、令和8年松本市議会2月定例会にて、条例の一部改正及び条例施行規則の一部改正を行いました。</p> <p>2 今後の処理方針 使用料の減免等について、市長の権限で行うよう事務を改めます。</p> <p>1 処理の経過 内容の不一致について指定管理者へ確認したところ、実績報告書の内訳が誤っていることが判明し、改めて適切な事務処理を行うよう依頼しました。</p> <p>2 今後の処理方針 指定管理者からの報告内容の確認について、担当者他に1名配置し、その後、係長 → 課長というチェック体制にて、適正な事務処理を徹底します。</p>

改善事項	
今年度当初に改定された手数料について、改定前の金額で徴収した事例がありました。	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>令和7年度当初に改定された放置自転車の返還手数料について、不適切な徴収事例があった。</p> <p>(自転車推進課)</p>	<p>1 処理の経過</p> <p>(1) 手数料改定 令和7年4月1日付で、放置自転車等の撤去・保管に要する手数料を改定（自転車：旧手数料1,040円→新手数料2,000円）しました。</p> <p>(2) 指摘事案の概要 令和7年2月5日に市営自転車駐車場から撤去・保管した自転車について、2月14日に所有者宛てに返還手数料1,040円（改定前手数料）と保管先情報を記載した通知ハガキを発送しました。</p> <p>該当自転車の所有者が引き取りに来たのは8月15日でしたが、ハガキに既に「返還手数料1,040円」と明記していたため、内部手続きとしては「通知に記載された金額をそのまま徴収」という方針で処理（徴収）しました。</p> <p>※ 本手数料は事後調定にて、発生月の前月分をまとめて計上しています。</p> <p>2 今後の処理方針</p> <p>(1) 令和8年3月から、返還通知ハガキに以下の注記を追加します。</p> <p>「※規則改正により費用が変更になる場合があります。手数料は、自転車等の引き取り日を基準に決定します。」</p> <p>(2) 担当者の引継書に監査指摘内容と対応策を記載し、同様のケースが発生しないよう再発防止を図ります。</p>

(2) 意見・要望事項

ア 全庁に共通する意見・要望事項

財政部

意見・要望事項	
<p>(7) 適正事務の周知徹底について</p> <p>以下の事項は、一定の改善は確認されたものの、依然として一部に不適切な事務処理が見受けられました。基本的な内容ですので、引き続き適正事務の周知徹底に努めてください。</p> <p>a 歳入事務における調定漏れ 【アルプスリゾート整備本部、建設課、維持課】 納付期限の未設定等 【DX推進本部、環境保全課、森林環境課、環境業務課、美術館、松本城管理課、スポーツ施設整備課、公園緑地課、第三地区公民館、笹賀公民館、今井公民館】</p> <p>b 支出負担行為決定漏れ 【DX推進本部、中心市街地活性本部、建築指導課】</p> <p>c 根拠が分かる資料が添付されていない、根拠が端的に示されていない等の添付書類の不備 【DX推進本部、移住交流推進室、環境・地域エネルギー課、森林環境課、廃棄物対策課、美術館、住宅課、公共用地課、田川公民館】</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>繰り返し指摘している事項について、依然として一部に不適切な事務処理が見受けられる。 (会計課)</p>	<p>1 処理の経過 年度当初の会計事務研修や、庶務担当係長会議において、定期監査で指摘がなされた事例を具体的に示して適正事務の執行に努めるよう周知するとともに、庁内情報システムで期限を定めて支出負担行為の起票を促す掲示を行いました。</p> <p>2 今後の処理方針 担当者の変更などによる事務の誤りを防止するため、引き続き年度当初から会計事務研修などで、具体的な事例を交えながら適正事務の周知に努めます。 また a～c の誤りは、会計課が審査しない伝票であるケースが多いため、予算執行課での事務誤りを防止できるよう検査職員、決裁権者向けのマニュアルを年度当初に配布し、基本的な事務処理ミスの削減を図ります。</p>

意見・要望事項	
<p>(イ) 適正な事務執行体制について 数年にわたり同じ指摘を繰り返している現状を大変憂慮しています。指摘を真摯に受け止め、事務執行に必要な基本ルールを職員全員が認識し、適正な事務執行が行える体制づくりを進めてください。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>同一指摘が繰り返されていることを真摯に受け止め、職員全員が事務執行の基本的なルールを認識し、適正な事務執行が行える体制づくりを進められたい。 (行政管理課、会計課)</p>	<p>1 処理の経過 事務執行に必要な基本ルールについて、庶務担当係長会議、各種研修及び庁内情報システムの掲示板等で定期的な周知を実施しました。</p> <p>2 今後の処理方針 上記取組みを引き続き実施します。加えて、財務会計システムが更新され2年が経過したことを踏まえ、誤りが起きやすい事例を抽出・分析し、それらを所属長以下へ効率的に共有する取組みを実施します。</p>

意見・要望事項	
<p>笹賀地区及び今井地区の地域づくりセンター・公民館の建物は、松本市農村環境改善センター条例に規定する施設でもあります。近年の利用実績は、公民館としての利用のみです。農村環境改善センターとしての機能の必要性や利用者の利便性等、また、廃止した場合の影響等を確認し、必要な対応を検討してください。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>笹賀及び今井農村環境改善センターは、公民館として利用されているのみであるため、農村環境改善センターとしての必要性を検討してください。 (笹賀公民館、今井公民館、耕地課、生涯学習課・中央公民館)</p>	<p>1 処理の経過</p> <p>(1) 施設設置の経過について</p> <p>ア 当時笹賀及び今井公民館が老朽化し、早急な建替えの必要性に迫られていたこと。</p> <p>イ 国の農村総合整備モデル事業補助金を活用した農村環境改善センター(以下「改善センター」という。)が農村地域の環境改善のみならず、公民館としての機能の一部を担うことが可能と考えられたこと。</p> <p>ウ 上記から、新設された改善センターに、公民館が併設されたと思われま。</p> <p>(設置年度 今井：S59年、笹賀：S61年)</p> <p>(2) 意見に対する対応状況</p> <p>ア 笹賀及び今井改善センターの設置経過を調査しました。</p> <p>イ 梓川改善センターは、H22年に廃止され公民館として移管した経過を確認しました。</p> <p>ウ 今井改善センターは、H26年に廃止について県と協議をしましたが、廃止は困難との判断がされた経過を確認しました。(理由は不明)</p> <p>2 今後の処理方針</p> <p>一つの施設である改善センターに公民館との二重の位置づけがある現状を解消し、公民館としての位置づけを明確化するため、改善センターの廃止に向け国県に手続等を協議したうえで、R8年度に対応を検討します。</p>

意見・要望事項	
<p>情報収集の方法が、テレビからスマホへ変わってきている中で、行政チャンネルや市政テレビ放送による広報は、費用対効果を考え、時代に合った方法やあり方を検討していただきたい。</p> <p>災害時を含め、障がい者や外国人等に対しても情報がきちんと伝わるよう、引き続き対応をお願いしたい。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>テレビによる広報のあり方の検討を。 (秘書広報室)</p> <p>障がい者や外国人等に対する情報伝達について、災害時も含めて継続対応を。 (秘書広報室)</p>	<p>広報まつもとに掲載している「情報チャンネル」のような日常的に役に立つ情報を放映するなど、コンテンツを継続的に見直していきます。委託契約の更新のタイミングに合わせて、今後のあり方についても庁内で議論を深めます。</p> <p>点字広報や声の広報、デジタルを活用した読み上げや自動翻訳など、障がいがある方、外国由来の方にも情報が伝わるよう、引き続き取り組んでいきます。また、人権共生課が取り組む、「多文化共生キーパーソン」などとも連携して、災害時の外国人への情報発信の充実を図っていきます。</p>

意見・要望事項	
<p>中心市街地活性化に係る事業については、中心市街地の関係者だけでなく、郊外の市民にも身近に感じられるような取組みと周知を行い、多くの市民の共感が得られるような事業推進をお願いしたい。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>中心市街地関係者だけでなく、郊外の市民も含めた多くの市民の共感が得られる事業推進を。 (中心市街地活性本部)</p>	<p>1 処理の経過 中心市街地活性化には、中心市街地の関係者のみならず、郊外に暮らす市民の理解や協力が不可欠と考えています。 これまでも、えきまえエリアビジョン策定に向け、四賀地区、安曇地区、奈川地区の地域づくりセンター等へ出向き、郊外に暮らす市民の意見聴取を行いました。</p> <p>2 今後の処理方針 今後も、郊外に暮らす市民にも身近に感じられるような取組みや周知を行い、多くの市民の共感が得られるような事業を推進してまいります。</p>

意見・要望事項	
<p>霊園墓所管理手数料の滞納整理については、公平性の観点からも適正な対応をお願いしたい。また、滞納が発生しないよう予防策も考えていただきたい。</p> <p>墓に対する意識の変化等に伴い墓じまいが増えています。樹木式埋蔵のほか、時代に合った対応を研究していただきたい。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>霊園墓所管理手数料の滞納整理について、適正な対応及び滞納が発生しないための予防策検討 (環境保全課)</p> <p>墓に対する意識の変化等に伴い、時代に合った対応の研究を。 (環境保全課)</p>	<p>1 処理の経過 現在、年2回（7月・2月）利用者へ督促状を送付し、滞納解消に努めています。督促状が返送された利用者に対しては、住民票・戸籍の照会による追跡調査を実施し、再度督促状等を送付しています。高額滞納者については、督促状の他に電話連絡等をし、可能な限り回収を図っています。</p> <p>2 今後の処理方針 令和9年度からは、e L - Q Rに対応した納付書を導入し、従来は県内地方銀行中心だった支払先が全国のe L - Q R対応金融機関でも利用可能となります。これにより、納付者の利便性が向上するため、滞納の防止が期待できます。</p> <p>墓石を立てる一般聖域から、墓石を持たない合葬式墳墓への需要の変化が見られます。現在は合葬式が好評のため既存の合葬式の増設（令和8年度樹木式埋蔵場所の増設工事予定）等行いながら、今後も墓地サービスの研究をしていきます。</p>

意見・要望事項	
<p>ごみ処分にかかる多額の費用や処分場の現状などは、あまり広く知られていない印象があります。家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（有料化）の検討とともに、市民や事業者に対する情報発信に力を入れ、家庭系ごみだけでなく事業系ごみの適正分別等、ごみの減量についての意識付け、啓発を積極的に行っていただきたい。また、有料化により不法投棄等が増えることがないよう、併せて検討していただきたい。</p> <p>ごみ収集時の事故防止のため、パッカー車へのバックモニター設置や、危険な場所にあるごみステーションの見直し等を進めていただきたい。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>事業系ごみの適正分別等に伴うごみ削減に向けた積極的な周知啓発について</p> <p>家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（有料化）に伴う不法投棄等が増加する懸念を含めた制度内容の検討</p> <p>ごみ収集時における安全対策 (環境業務課)</p>	<p>事業系ごみの適正分別については、周知啓発が重要であることは認識しており、パンフレット「事業系ごみの分け方・出し方」を用いて事業所への立ち入り検査を実施し、さらなる周知啓発を行っていきます。</p> <p>家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（有料化）開始に伴う不法投棄対策は制度内容の検討と併せて、環境審議会内に設置した専門部会で検討をしていきます。</p> <p>ごみ収集車（パッカー車含む）へのバックモニター設置については、車両更新時にバックモニター取り付けを条件にして設置車両台数を増やしていきます。また、後進時には助手が後方誘導を行い、安全対策を行っています。</p> <p>危険な場所にあるごみステーションについては、職員や収集業者から情報収集を行い、警察等と相談しながら、設置者である町会にごみステーションの移設を依頼しています。</p>

意見・要望事項	
<p>(一社)松本観光コンベンション協会に対し、多額の負担金や業務委託料を支払っています。事業終了後や決算時に、事業や運営が適正に実施されたかを厳正に確認していただきたい。</p> <p>宿泊税導入に当たっては、宿泊事業者や業界との合意形成をしっかりと行い、トラブルのないように取り組んでいただきたい。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>(一社)松本観光コンベンション協会に対し、事業終了後や決算時に、事業や運営が適正に実施されたか厳正な確認を。</p> <p>宿泊税導入に当たっては、宿泊事業者や業界との合意形成をしっかりと行い、トラブルのないように取り組んでいただきたい。</p> <p>(観光ブランド課)</p>	<p>(一社)松本観光コンベンション協会に対する負担金及び業務委託料については、事業終了後や決算時に厳正に確認すると共に、年度途中での確認等、松本観光コンベンション協会と情報共有を密にし、厳正に取り組めます。</p> <p>宿泊税の導入に当たっては、次のとおり、取り組んでいます。</p> <p>○令和6年10月～ 松本市観光振興のための財源確保検討委員会を計3回開催し、委員として市内宿泊事業者代表及び商工会議所代表が参加</p> <p>○令和7年2月 ホテル旅館組合との意見交換会を実施</p> <p>○令和7年3月 市内宿泊事業者を対象とした意見交換会を計3回実施</p> <p>○令和7年10月～ 市内宿泊事業者を対象とした徴収開始に向けた事務手続き、システム改修補助事業及び使途の方向性に関する説明会を計4回実施</p> <p>○令和8年3月 市内宿泊事業者を対象とした特別徴収義務者登録等に関する説明会を計3回実施</p> <p>今後も、機会を捉えて、市内宿泊事業者などの関係者への説明や情報発信に取り組めます。</p>

意見・要望事項	
<p>高校生の自転車事故が多いため、交通安全の啓発に引き続き取り組んでください。また、ヘルメットの着用を促進するため、ヘルメットの購入補助は、通学用途に限定せず、日常用途も対象とするなど、幅広く行うことを検討いただきたい。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>高校生の自転車事故防止のため交通安全啓発を継続するとともに、ヘルメット着用促進に向け、購入補助の対象拡大を検討された。 (自転車推進課)</p>	<p>1 処理の経過（現状）</p> <p>(1) 高校生が関与する交通事故件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年：63件 ・令和6年：52件 ・令和7年：44件 <p>→ 年々減少傾向にある。</p> <p>(2) 街頭啓発の実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年：33回 ・令和6年：36回 ・令和7年：38回 <p>→ 実施回数は増加している。</p> <p>(3) ヘルメット購入補助実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年：高校生 2, 262 ・令和6年：高校生 1, 176人／高齢者 962人 ・令和7年：高校生 1, 139人 <p>→ 高校生の申請者は減少傾向</p> <p>2 今後の処理方針</p> <p>高校生の自転車事故防止に向け、地域・学校・警察等と連携し、交通安全啓発を継続します。</p> <p>ヘルメット購入補助は令和7年度で終了しましたが、着用率や事故状況、市民ニーズや社会情勢を踏まえながら、必要に応じて支援の在り方について検討していきたい。</p>

意見・要望事項							
中央西土地区画整理事業清算金の滞納整理については、公平性の観点からも適正な対応をお願いしたい。							
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針						
<p>年間60万円返済しているが、15年かかる。</p> <p>債務者は、高齢であるため、完済できるのか心配するが、公平性の観点から、きちんと徴収を進めてほしい。</p> <p>(都市計画課)</p>	<p>1 処理の経過</p> <p>平成15年に清算開始され、過去には滞納されていた時期もありましたが、現在は、毎月5万円、年60万円の返済を続けています。</p> <p style="text-align: right;">令和8年2月末時点</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>元金残額</td> <td>8,957,333 円</td> </tr> <tr> <td>過去の延滞金</td> <td>2,268,715 円</td> </tr> <tr> <td>督促料</td> <td>400 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後の処理方針</p> <p>債務者は現在67歳です。債務者とは2年毎の合意書更新時に、面談により健康状態を確認しています。全額返済の意思があるため、このまま償還事務を継続します。</p>	元金残額	8,957,333 円	過去の延滞金	2,268,715 円	督促料	400 円
元金残額	8,957,333 円						
過去の延滞金	2,268,715 円						
督促料	400 円						

(3) 準公金の取扱いに関する事項

ア 改善事項

住民自治局、総務部、財政部

改善事項	
<p>(7) 通帳及び印鑑は、それぞれ別の職員や団体役員が別の場所で管理・保管するなど、一人で入出金が可能な状況にならないような体制を整えてください。</p> <p>(4) キャッシュカードの作成は、現在「各種団体会計取扱いの手引」において認められていませんが、複数の会計で作成されています。キャッシュカードは入出金が容易に行えるというメリットの一方、不正利用等のリスクを伴うため、明確な運用ルールを定め、厳格な管理を徹底してください。</p> <p>(7) チェック体制が不十分な場合、不適切な出納が見逃され、不正に発展するリスクが高まります。所属長は、会計取扱い団体の会計事務処理に責任を負っていますので、所属長による確認や決裁を行っていない会計は、適切に実施するよう改めてください。</p> <p>(イ) 「各種団体会計取扱いの手引」の策定から18年が経過し、実際の管理及び事務が手引きに即していない運用が散見されました。手引きの内容が現在の事務に合致しない場合は、適宜見直しを行うとともに、不正のリスクを抑えつつ、過度な事務負担とならないような実効性のある方法を検討してください。また、見直しに当たっては、これまで想定されていなかった事項（ネットバンキング、キャッシュレス決済の利用等）への対応も併せて検討してください。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>通帳及び印鑑を一人で管理・保管していた。 (地域づくり支援課) 明確な運用ルールがないままキャッシュカードを作成・使用していた。 (地域づくり支援課) 所属長による確認や決裁を実施していない事例があった。 (地域づくり支援課) 各種団体会計取扱いの手引の内容が現在の事務に合致していない場合は見直しが必要 (地域づくり支援課、行政管理課、会計課)</p>	<p>1 処理の経過 「各種団体会計取扱いの手引」の内容が徹底されていない状況、かつ、限られた職員で事務処理を行わなければならない実態を背景に、各センター独自の事務処理を行っていたことが原因です。 3月に「各種団体会計取扱いの手引」の内容を改めて周知徹底しました。</p> <p>2 今後の処理方針 令和8年度に各種団体や地域づくりセンター・公民館職員等と協議を行い、通帳及び印鑑の管理・保管を一人で行わない体制を構築し、地域づくり支援課で管理状況を集約することで、齟齬の生じない体制とします。 「各種団体会計取扱いの手引」の見直しについて、センターにおける事務処理の実態や時代に即し、かつ、各種団体を含む関係者の負担が軽減できるよう、庁内関係課で調整を行います。 それらを踏まえた内容となるよう「各種団体会計取扱いの手引」を見直し、内容について庁内に周知します。</p>

意見・要望事項	
<p>(7) 地域づくりセンター・公民館において、複雑な出納処理を行い、残高等が一目で確認できない会計がありました。所属長による確認や団体監事による監査が効率的に行えるよう、分かりやすい出納処理や帳簿類の整備を検討してください。</p> <p>(4) 「各種団体会計取扱いの手引」の内容が十分に浸透していない状況が見受けられました。改めて周知徹底を行うとともに、これらの対応が一過性で終わらないような取組みを行ってください。また、準公金を取り扱うこと責任とリスクを職員一人一人が再認識し、組織としての内部統制が機能するよう徹底してください。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>分かりにくい出納処理、帳簿管理があった。 (地域づくり支援課)</p> <p>「各種団体会計取扱いの手引」の内容が徹底されていない状況にある。改めて周知徹底し、これが一過性とならない取組みを行い、また、準公金を取り扱うこと責任等を職員が再認識し、組織としての内部統制が機能するよう徹底を求め。 (地域づくり支援課、行政管理課、会計課)</p>	<p>1 処理の経過 前任者から「各種団体会計取扱いの手引」の内容まで踏み込んだ事務引継ぎが行われず、前例踏襲による各センター独自の事務処理方法が正しい処理であると誤認していたことが原因です。 3月に「各種団体会計取扱いの手引」の内容を改めて周知徹底しました。</p> <p>2 今後の処理方針 事務処理の実態や時代に即し、かつ、各種団体を含む関係者の負担が軽減できるよう、庁内関係課で調整を行い、それらを踏まえた内容となるよう「各種団体会計取扱いの手引」を見直し、内容について庁内に周知します。 なお、手引きは準公金を取り扱うこと責任とリスクを職員が再認識できる内容とし、その内容について庁内情報システムの掲示板等で定期的に周知し内部統制が機能するよう徹底します。</p>